

# 「検査料の点数の取扱いについて」 一部訂正に関するお知らせ

(管理番号:19-0067)  
2019年7月 C-02

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省保険局医療課からの事務連絡（令和元年7月9日付）として「検査料の点数の取扱いについて」（平成30年11月30日付け保医発1130第5号）が一部訂正されました。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

記

## ▼「点数の取扱いについて」の訂正

### ● 訂正された項目

点数区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	注
D006-2 造血器腫瘍遺伝子検査					
	FLT3遺伝子検査	PCR法及び キャピラリー電気泳動法	4,200	血液 125	*

[注]下線が訂正されました。

- \*:イ 本検査は、再発又は難治性の急性骨髄性白血病(急性前骨髄性白血病を除く)の骨髄液又は末梢血を検体とし、PCR法及びキャピラリー電気泳動法により、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、FLT4遺伝子の縦列重複(ITD)変異及びチロシキナーゼ(TKD)変異の評価を行った場合に限り、患者1人につき1回に限り算定する。

本訂正により、従来はFLT4遺伝子の①縦列重複(ITD)変異、②チロシキナーゼ(TKD)変異検査のどちらか一方を検査することで、実施料算定が可能でしたが、訂正後は両検査の実施が必要になります。